

新たなサービスであなたの夢が叶う！
ヒューマンライツ就労選択支援センター開設
「障がいのある人が働ける可能性を広げる」



2025年(令和7年)10月1日就労選択支援事業がスタート!!

就労選択支援事業とは

「自分にとって必要な情報を得て、自分に合った働き方を見つける、
選択することができているか？自分に合った就労系サービスは？」
そういった未来の選択を支援、応援する事業です。

就労選択支援の結果を受けることでのメリット

- 1 就労系福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価できる
客観的な評価を得ることで、適切なサービスにつなげることができる
- 2 就労継続支援A型、B型の利用が決まると固定されてしまい、一般就労への道が閉ざされやすい
- 3 本人の立場に立てる第三者機関として、次のステップへ促進しやすい

比較項目	メリット	デメリット
利用できる期間	1 か月間	じっくりと考えたい方には短く感じる
支援内容	就労の選択が広がる	事業所が少ない 希望通りにならない
利用者の負担	受給者証に記載された負担上限月額	

就労選択支援事業を利用するにあたって。。。

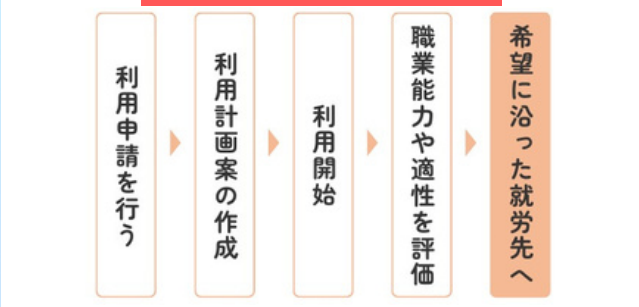
まず区役所に申請しましょう！ ➡ 次のステップは。。。

福祉サービスを受けるためには、受給者証が必要となり、計画相談員がサポートします。

事前準備



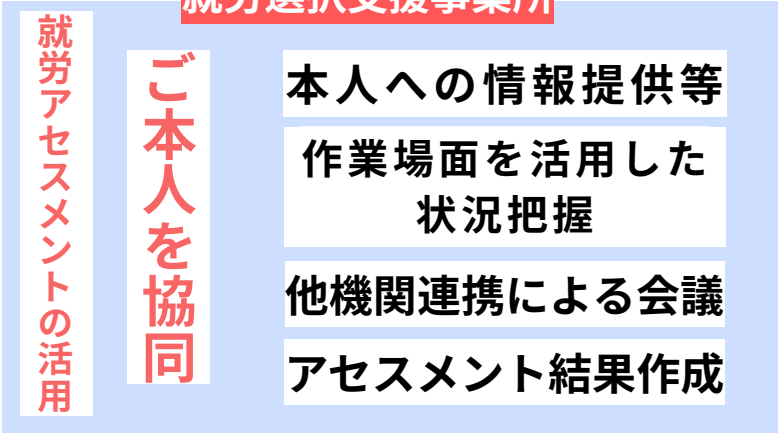
利用に伴う申請準備



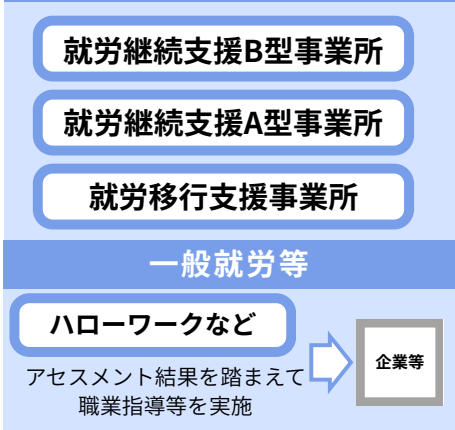
基本的なプロセス

就労選択支援事業所では、作業体験などを通じて本人の就労状況を把握します。その結果をもとに選択肢を広げ、適切な進路選択につながる情報を提供します。

就労選択支援事業所



就労系障害福祉サービス利用



利用後は、アセスメント結果を有効活用できるよう指定相談事業所や就労系福祉サービス、市区町村、ハローワークなどと連携・調整します。

就労選択支援が必要なサービスと対象となる方

サービス類型		新たに利用意向がある方	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある方
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象の方 (下記以外の方)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している方、 または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの方 (年齢や体力の面で一般企業に 雇用されていることが困難な方)	希望に応じて利用	希望に応じて利用
就労継続支援A型		令和7年4月から原則利用	希望に応じて利用
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を終えて更新を希望する方

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会
総合就労支援福祉施設
にしなりWing

※厚生労働省から引用

少しでも
悩んでいる方
いつでも
ご相談ください!!

〒557-0061 大阪市西成区北津守3-6-4
TEL:06-4392-8700
FAX:06-4392-8710
E-mail:syuuoru_b@humannet.or.jp